

地地域公共交通確保維持改善事業費補助金実施要領の一部改正について  
 (令和6年度当初②：バス運賃改定増収分控除、能登半島地震陸上特例 等)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金実施要領の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 案	改 正 前
<p>1. 共通事項</p> <p>(1) 地域公共交通計画の策定について</p> <p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）のうち、陸上交通の確保維持事業に係るものを策定する場合には、とりわけ当該事業が地域の様々なモードの交通に関係することから、当該事業に係る地域公共交通計画には、地域の生活交通の望ましいあり方から導き出される、地域において目指す地域間、地域内の生活交通ネットワークのあり方の考え方や方向性が明示されることが必要であるとともに、この考え方や方向性を前提として、本事業により確保維持すべき生活交通の具体的内容が定められることが必要である。</p> <p>なお、<u>活性化法第27条の14</u>第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進計画」という。）等にも、当該地域において目指す生活交通ネットワークのあり方の考え方や方向性、具体的</p>	<p>1. 共通事項</p> <p>(1) 地域公共交通計画の策定について</p> <p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）のうち、陸上交通の確保維持事業に係るものを策定する場合には、とりわけ当該事業が地域の様々なモードの交通に関係することから、当該事業に係る地域公共交通計画には、地域の生活交通の望ましいあり方から導き出される、地域において目指す地域間、地域内の生活交通ネットワークのあり方の考え方や方向性が明示されることが必要であるとともに、この考え方や方向性を前提として、本事業により確保維持すべき生活交通の具体的内容が定められることが必要である。</p> <p>なお、<u>活性化法第27条の16</u>第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進計画」という。）等にも、当該地域において目指す生活交通ネットワークのあり方の考え方や方向性、具体的</p>

な目標等が明記されることとなるところ、交付要綱において確保維持改善計画に記載する事項とされている事項のうち、地域公共交通計画や利便増進計画等に記載のあるものは、それを活用しつつ、不足する事項を追記又は記載した書類を添付することをもって、地域公共交通計画や利便増進計画等を交付要綱に定めた確保維持改善計画として取り扱う。

## 2. 地域公共交通確保維持事業について

### (1) 陸上交通に係る確保維持事業

①～④ (略)

⑤地域間幹線系統確保維持費国庫補助金等における輸送量の算出等について

ア. ～ウ. (略)

エ. 利便増進計画に係る補助対象事業の基準の特例(以下「利便増進特例」という。)について

#### 1) 利便増進特例が適用される運行系統について

交付要綱第6条第2項の「利便増進計画に地域間幹線系統と位置付けられた運行系統」(第20条第2項の規定による補助対象事業の基準の特例を受けようとする場合について同じ。)及び第16条第2項の「利便増進計画に基づいて、地域内フィーダー系統と位置付けられた運行系統」とは、認定を受けた利便増進計画に活性化法第2条第13号イに該当する事業(形状等の変更を伴わないものを除く。)として位置付けられたものであって、少なくともその起点又は終点のいずれか(ゾーンバス化により特例措置の適用を受けようとする場合にあっては、乗継拠点)が利便増進計画の区域内に存する運行系統とする。

な目標等が明記されることとなるところ、交付要綱において確保維持改善計画に記載する事項とされている事項のうち、地域公共交通計画や利便増進計画等に記載のあるものは、それを活用しつつ、不足する事項を追記又は記載した書類を添付することをもって、地域公共交通計画や利便増進計画等を交付要綱に定めた確保維持改善計画として取り扱う。

## 2. 地域公共交通確保維持事業について

### (1) 陸上交通に係る確保維持事業

①～④ (略)

⑤地域間幹線系統確保維持費国庫補助金等における輸送量の算出等について

ア. ～ウ. (略)

エ. 利便増進計画に係る補助対象事業の基準の特例(以下「利便増進特例」という。)について

#### 1) 利便増進特例が適用される運行系統について

交付要綱第6条第2項の「利便増進計画に地域間幹線系統と位置付けられた運行系統」(第20条第2項の規定による補助対象事業の基準の特例を受けようとする場合について同じ。)及び第16条第2項の「利便増進計画に基づいて、地域内フィーダー系統と位置付けられた運行系統」とは、認定を受けた利便増進計画に活性化法第2条第十三号イの事業(形状等の変更を伴わないものを除く。)、活性化法第2条第十三号ロの事業又は活性化法第2条第十三号ハの事業のいずれかに該当する事業の内容となるものとして位置付けられたものであって、少なくともその起点又は終点のいずれか(ゾーンバス化により特例措置の適用を受けようとする場合にあっては、乗継拠点)が利便増進計画の

2) 利便増進特例を受けようとする場合の取り扱いについて

主系統と、主系統以外の運行系統であって上記④ア. 又はイ. の基準を満たす運行系統（以下「他系統」という。）がある場合であって、次の a. ～ c. に掲げる場合においては、それぞれに規定する取り扱いとする。

なお、他系統を主系統と同一の補助対象系統として取り扱わない場合においては、主系統と他系統のそれぞれについて、利便増進特例の適用有無に応じて、交付要綱第 6 条第 1 項又は同条第 2 項の規定により補助対象経費を算出するものとする。

- a. 主系統と他系統について行う事業が、それぞれ活性化法第 2 条第 1 3 号イに該当し、他系統を主系統と同一の補助対象系統として取り扱う場合

主系統を利便増進特例として交付要綱第 6 条第 2 項の規定により補助対象経費を算定するものとする。

- b. 主系統について行う事業のみが活性化法第 2 条第 1 3 号イに該当し、他系統を主系統と同一の補助対象系統として取り扱う場合  
主系統を交付要綱第 6 条第 1 項の規定により補助対象経費を算定するものとする。

なお、主系統について行う事業のみが活性化法第 2 条第 1 3 号イに該当し、他系統を主系統と同一の補助対象系統として取り扱わない場合は、主系統のみ利便増進特例として交付要綱第 6 条第 2 項の規定により補助対象経費を算定することとなる。

- c. 他系統について行う事業のみが活性化法第 2 条第 1 3 号イに該当し、他系統を主系統と同一の補助対象系統として取り扱う場合

区域内に存する運行系統とする。

2) 利便増進特例を受けようとする場合の取り扱いについて

主系統と、主系統以外の運行系統であって上記④ア. 又はイ. の基準を満たす運行系統（以下「他系統」という。）がある場合であって、次の a. ～ c. に掲げる場合においては、それぞれに規定する取り扱いとする。

なお、他系統を主系統と同一の補助対象系統として取り扱わない場合においては、主系統と他系統のそれぞれについて、利便増進特例の適用有無に応じて、交付要綱第 6 条第 1 項又は同条第 2 項の規定により補助対象経費を算出するものとする。

- a. 主系統と他系統のそれぞれについて活性化法第 2 条第十三号イからハの事業のいずれかに該当し、他系統を主系統と同一の補助対象系統として取り扱う場合

主系統を利便増進特例として交付要綱第 6 条第 2 項の規定により補助対象経費を算定するものとする。

- b. 主系統のみについて活性化法第 2 条第十三号イからハの事業のいずれかに該当し、他系統を主系統と同一の補助対象系統として取り扱う場合

主系統を交付要綱第 6 条第 1 項の規定により補助対象経費を算定するものとする。

なお、主系統のみについて活性化法第 2 条第 1 3 号イからハの事業のいずれかに該当し、他系統を主系統と同一の補助対象系統として取り扱わない場合は、主系統のみ利便増進特例として交付要綱第 6 条第 2 項の規定により補助対象経費を算定することとなる。

- c. 他系統のみについて活性化法第 2 条第十三号イからハの事業のいずれかに該当し、他系統を主系統と同一の補助対象系統として取

主系統を交付要綱第6条第1項の規定により補助対象経費を算定するものとする。

オ. ～キ. (略)

⑥～⑪ (略)

⑫運行系統が複数市町村にまたがる場合の地域公共交通計画への位置づけについて

複数市町村にまたがる運行系統について地域公共交通確保維持事業の補助を受ける場合は、都道府県又は当該系統がまたがる全ての市町村は当該系統を地域公共交通計画に位置付けなければならない。

ただし、補助を受ける地方公共団体の計画において、当該系統の一部沿線市町村の計画に当該系統を位置付けない合理的理由を示している場合にあつては、この限りではない。なお、合理的理由の例として、以下に掲げるア～ウのいずれかに該当すれば良いものとして取り扱う。

ア. 当該市町村の区間が補助対象外となっている場合

イ. 当該市町村が当該系統に係る費用負担を行っていない場合

ウ. 当該市町村の住民の利用実態がない場合

⑬～⑱ (略)

り扱う場合

主系統を交付要綱第6条第1項の規定により補助対象経費を算定するものとする。

オ. ～キ. (略)

⑥～⑪ (略)

⑫運行系統が複数市町村にまたがる場合の地域公共交通計画への位置づけについて

複数市町村にまたがる運行系統について地域公共交通確保維持事業の補助を受ける場合は、都道府県又は当該系統がまたがる全ての市町村は当該系統を地域公共交通計画に位置付けなければならない。

ただし、補助を受ける地方公共団体の計画において、当該系統の一部沿線市町村の計画に当該系統を位置付けない合理的理由を示している場合にあつては、この限りではない。

(新規)

⑬～⑱ (略)